新 旧 対 照 表

	改	正	後	改	正	前
(趣旨)				(趣旨)		
地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号) <u>、</u> 地				地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号) <u>及び</u>		
方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政				地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する		
令 (平成9年政令第17号) 、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な				政令(平成9年政令第17号)の施行に伴い、		
改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)						
及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税						
法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 69 号) の施行に伴						
V						
(用語の意義)			(用語の意義)			
1				1		
(1)				(1)		
(2)			(2)			
(3)				(3)		
(4)				(4)		
(5)				(5)		
(注	<u>:</u>)			(注)		
	······ <u>100 分</u>	<u>}の 1. 7</u> ······		<u>100</u> /	<u>分の1</u>	
(6)				(6)		
(7)				(7)		
(8)				(8)		

- -

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(附 則)

(経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成26年4月1日以後に行う消費税法第2条第1項第12号に規定する課税仕入れ(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第4条第3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第4号又は第5号に掲げるものに該当するもの(以下「経過措置対象課税仕入れ」という。)を除く。)及び同日以後に消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る同項第11号に規定する課税貨物について適用し、同日前に行った同項第12号に規定する課税仕入れ(経過措置対象課税仕入れを含む。)及び同日前に同項第2号に規定する課税仕入れ(経過措置対象課税仕入れを含む。)及び同日前に同項第2号に規定する保税地域から引き取った同項第11号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。